

公証人法施行規則の一部を改正する省令案の概要

第1 背景

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下「改正法」という。）により、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。なお、改正法において、法律名を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」と改めることとされている。）の一部が改正され、国家公安委員会による公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者について、財産の凍結等の措置の対象に追加することとされている。

この改正に伴い、同法の規定を引用している公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第13条の4について、所要の整備を行うものである。

第2 改正の概要

1 公証人法施行規則第13条の4第1項第2号関係

公証人法施行規則第13条の4第1項の規定による申告の対象に、国家公安委員会による公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者（大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載されている者に限る。）への該当の有無を追加する等の整備を行うものとする。

2 公証人法施行規則第13条の4第2項関係

公証人法施行規則第13条の4第2項の規定により公証人が説明を求めるべき場合に、実質的支配者となるべき者が国家公安委員会による公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者（大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載されている者に限る。）に該当し、又は該当するおそれがあると認める場合を追加する等の整備を行うものとする。

第3 施行期日

改正法の施行の日（令和5年6月1日（予定））から施行する。